

令和元年第2回定例会環境生活委員会会議録

令和元年9月18日  
午前10時  
全員協議会室

出席者氏名

岡部 賢士 委員長	石嶋 照幸 副委員長
大野みどり 委員	櫻井 速人 委員
山崎 孝一 委員	椎塚 俊裕 委員
寺田 寿夫 委員	

執行部説明者

市長 中山 一生	市民生活部長 齊田 典祥
産業経済部長 宮川 崇	都市整備部長 宮本 孝一
市民窓口課長 石塚 幸代	税務課長 渡邊 正一
納税課長 中嶋 潔	コミュニティ推進課長 大徳 均
交通防犯課長 木村 博貴	商工観光課長 佐藤 昌一
農業政策課長 菅沼 秀之	農業委員会事務局長 八木下昭弘
環境対策課長 富塚 健二	企業立地推進課長 鈴木 聡
都市計画課長 清宮 恒之	道路整備課長 永井 悟
下水道課長 大貫 勝彦	都市施設課長 廣瀬 清司
都市施設課長補佐 生井 利幸 (書記)	

事務局

係長 中島 史順

議題

令和元年請願第2号

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書

議案第2号 龍ヶ崎市森林環境譲与税基金条例について

議案第3号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例について

議案第4号 龍ヶ崎市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について

議案第5号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第9号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規則に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項

議案第27号 令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第28号 令和元年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第32号 令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算(第1号)

岡部委員長

委員の皆様申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴者に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第9号、議案第25号の所管事項、議案第27号、議案第28号、議案第32号、令和元年請願第2号の10案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

初めに、請願の審査に入ります。

令和元年請願第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書の審査についてです。

事務局に請願を朗読させます。

#### 【事務局朗読】

岡部委員長

それでは各委員からご意見等がありましたらお願いいたします。

大野委員。

大野（みどり）委員

意見を述べさせていただきます。

請願の内容ですが、このことで私自身は今まで悩んだり、考えたりということがなかったもので、周りにもこのような方がいらっしやなかったもので、考える時はなかったのですが、男女共同参画委員会の委員として対応といういろいろな面で勉強させていただいておりますけれども、今回このポイントは、選択的というところかなと私は思いました。日本だけが義務づけられているというところで、枠にはめられている女性が働きやすい環境を作っていくとか、仕事で不利益を受けたりすることで悩んでいる方がいっぱいいらっしやるということを思ったときに、選択できるというのは必要ではないのかなと思いました。

この義務づけられているという縛りというか、このことで悩んでいる時代ではないのかなと思います。

家庭のかたちの多様化が進む中で女性に限らず男性も婿に入り苗字が変わることもありますので、男女ともに働いていく中で、選択的夫婦別姓制度は賛成です。

選択肢が一つではないというのは大事なことだと思いますので、この選択的夫婦別姓制度は賛成です。

岡部委員長

他にご意見等、ございますか。

椎塚委員。

椎塚委員

個人的には夫婦は同姓がいいのかなという思いはありますが、現状の社会情勢考えれば、やはり今大野委員が言われたとおり男女雇用機会均等法が、施行された中で女性の社会進出の現状や社会の様々な状況を考えると、どうしても女性も社会進出しなければいけない状況にありますので、そういう意味で、選択できるという部分においては、夫婦でしっかり話し合っていて、次の世代まで影響してきますので、その

辺も含めてしっかり話し合っ、いろいろな選択肢を選べるという意味では選択的夫婦別姓は一つの選択肢としてありなのかなということに賛成します。

岡部委員長

ほかにありませんか。

それではお諮りします。

令和元年請願第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願書につきましては、採択とすることにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって、令和元年請願第2号は採択とすることに決しました。

続きまして、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市森林環境譲与税基金条例について、執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

それでは議案書の14ページをお開き下さい。

議案第2号 龍ヶ崎市森林環境譲与税基金条例についてです。

当該基金条例の設置につきましては、森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律及び森林環境税及び森林譲与税に関する法律施行規則が平成31年3月29日に公布され、原則として4月1日から施行されました。

これに伴い、市町村は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進に関する費用が、本年度から譲与されることとなります。

本市では、国からの通知で「後年度における事業に要する経費に充てるために保留し基金に積み立てることとしても差し支えない」との見解を踏まえ基金を設置するものです。

条文につきましては、第1条で設置目的、第2条で積立て、第3条では基金の管理について、第4条では基金の運用収益の処理について、第5条では処分について、第6条では繰り替え運用について、第7条では委任について規定しております。

なお、施行期日は、公布の日からとするものです。

岡部委員長

執行部から説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。

議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第3号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例について執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案書 16 ページをお開き下さい。

議案第 3 号 龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例についてです。

この条例は、下水道事業の地方公営企業法の適用にあたりまして、龍ヶ崎市の下水道事業の設置等について定めるものです。

主な内容について説明いたします。

第 1 条では、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全など下水道事業の目的、並びに下水道事業は公共下水道及び農業集落排水事業であることを定めております。

第 2 条では今般の法適用は、財務規定等の適用であることとしています。

第 3 条は、企業経営の理念及び、処理区域等を定めるものです。

第 4 条では、重要な資産の取得及び処分について、予算の定めを必要とするものについての金額要件等を定めております。

第 5 条は、議会の同意を要する賠償責任の免除規定、第 6 条では、会計管理者に委任する会計事務の処理の範囲を定めるものです。

第 7 条は、議会の議決を要する負担付き寄附の受領等に関する規定でございます。

第 8 条は業務状況説明資料を作成する規定で、地方公営企業法に基づき年 2 回の作成を義務付けするほか、説明書類の記載事項を定めるものです。

次に、同条例の付則についてです。付則第 1 項は、条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項以降は、新旧対照表 1 ページをご覧ください。

付則第 2 項 龍ヶ崎市監査委員条例の一部改正です。

この改正は、龍ヶ崎市下水道事業の設置に伴いまして、龍ヶ崎市監査委員条例の条文の根拠法令に地方公営企業法の規定を追加するものです。

付則第 3 項 龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例の一部を改正です。新旧対照表 2 ページをご覧ください。

この改正は、財政情報の公表等において、市の歳入歳出決算に下水道事業の決算を含むこと、市の歳入には下水道事業における収入、歳出には同じく支出を含むことを定めるものです。

付則第 4 項 龍ヶ崎市特別会計設置条例の一部改正です。

この改正は、龍ヶ崎市下水道事業の設置に伴い、特別会計の公共下水道及び農業集落排水事業を削除するものです。

付則第 5 号 龍ヶ崎市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正です。

この改正は、農業集落排水事業の設置について、龍ヶ崎市下水道事業の設置等に関する条例において定めたため、条文から第 3 条を削除するほか所要の改正を行うとともに、条例の名称を龍ヶ崎市農業集落排水処理施設の管理に関する条例に改めるものです。

岡部委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

ないようですので採決いたします。

議案第 3 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 4 号 龍ヶ崎市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例につい

て、執行部から説明願います。  
宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案書 20 ページをお開き下さい。

議案第 4 号 龍ヶ崎市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例についてです。

この条例は、第 1 条のとおり、下水道事業の地方公営企業法適用にあたりまして、同法の規定により、下水道事業における剰余金の処分等について定めるものです。

主な内容について説明いたします。

第 2 条は毎事業年度の利益について、前事業年度から繰り越した欠損金を埋め、なお残額がある場合は、その全部又は一部を積立金に積み立てることができることとしたほか、積立金は、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金とし、その用途などを定めるものです。

第 3 条は、毎事業年度の資本剰余金について、財源別に当該内容を示す名称を付した科目を積み立てることなどを定めるものです。

具体的には資本的収支における資産の再評価積立金、開発行為などによる受増資産評価額、寄付金などのほか、建設改良等に伴う国庫補助金などを貸借対照表の貸方のそれぞれの科目に積み上げるものです。

付則につきましては、施行期日を定めるものです。

以上です。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

ないようですので採決いたします。

議案第 4 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 5 号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

議案書 22 ページをお開き下さい。

議案第 5 号 龍ヶ崎市下水道条例の一部を改正する条例についてです。

本市の下水道事業は地方公営企業法の適用により、公営企業として、より一層の独立採算に向けた経営改善を求められることとなります。また、下水道使用料は、平成 16 年度以降改定を行っていないこともあり、汚水処理費を使用料で賄う経費回収率が、資本費平準化債を控除しない場合、今後、88%程度で推移し、税金など一般財源の基準外繰出が避けられない状況にありますことなどから、使用料を改定するものです。

新旧対照表 4 ページの別表をご覧ください。

主な改定の内容です、平均改定率を約 8%としています。

公営企業の趣旨でもある受益者負担の原則により、経費回収率 100%といたしますと、16%程度の改定が必要となりますが、市民負担の増加に配慮するとともに、経営改善やスケールメリットの創出などを勘案し、2分の1としたところです。

区分ごとの改定率ですが、基本汚水量の引き下げにより、月に8立米以下の使用となる単身世帯など約25%の世帯は減額となります。

その他の区分では、使用者間の公平性の確保の観点から、現行使用料の少水量低水準、多水量高水準傾向を是正するため月の使用料が100立米以下は10から13%、100立米以上は5%弱の改定率で、1立米あたり10円から15円の改定となります。

この結果、本条例による改定後の使用料は、一般家庭も標準的な使用量とされる月に20立米の使用で月額2,849円、10月の消費税率改正後の使用料との比較で327円、13%の増となり、茨城県内の平均値2,977円を128円下回る水準となります。

以上です。

岡部委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。  
椎塚委員。

椎塚委員

基本料金を、10立米から7立米に変更した理由、引き下げた理由について伺います。

岡部委員長

大貫下水道課長。

大貫下水道課長

基本料金の10立米から7立米の引き下げの理由ですが、上水道使用者は何立米使っているかが明確に分かるわけですから、それを割り返しますと、1人当たりの平均使用料が7立米というのがここ近年続いておりますので一人当たりの平均使用量に合わせたということです。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

上下水道もそうですが、公共施設を維持していく意味では、やむを得ないのかなと思っております。薄く広くと考えられているのではないのかなという思いです。  
引き続きよろしく願いいたします。

岡部委員長

他に質疑等はございませんか。  
別にないようですので採決いたします。  
議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第9号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。  
宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案書、27 ページをお開き下さい。

議案第9号 龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規則に関する条例の一部を改正する条例についてです。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同14日に公布されました。成年被後見人制度の利用促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等であるということをも理由とした一律的な判断を排除し、状況に応じた個別的・実質的な審査を行ったうえで、必要な能力の有無を判断する仕組みとすることとされたことから、改正を行うものです。

改善内容については、新旧対照表11ページ・12ページになります。

右の表、旧の第11条、第1号成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者、左側の表、新の第11条第1号で、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として市長が定めるものとし、第2号で破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に改めるものです。

以下それぞれ1号ずつ繰り下げるものです。また、新の方の第11条第11号並びに第12号の下線部分の第9号は、旧の第10号並びに第11号の下線部分の第8号が1号追加となったことから第9号にそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は、令和元年12月14日から施行するものです。

岡部委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。  
椎塚委員。

椎塚委員

第11条第1号を、1号と2号に分けていますが、なぜ分けたのかをお聞かせください。

岡部委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

第11条の1号の前部分に記載のある、「成年被後見人若しくは被保佐人」の部分の1号に、後部分に記載のある「破産者で復権を得ないもの」を2号にしたものです。その上で、「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者とし、市長が定めるもの」に改めたものです。

岡部委員長

椎塚委員。

椎塚委員

あえて分けたという具体的な理由があれば、お伺いします。

岡部委員長

富塚環境対策課長。

富塚環境対策課長

事業主等の欠格事項の見直しを行うにあたり上位法の例に準拠し、分割したところからです。

岡部委員長

ほかに質疑等はありませんか。  
別にないようですので採決いたします。  
議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第25号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について執行部から説明願います。  
宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案第25号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）、別冊1の1ページです。  
既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,351万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ254億3,636万8,000円とするものでございます。  
続きまして7ページをお開きください。  
第5表の地方債補正の変更です、2段目の県営土地改良事業でございます。これは起債限度額を800万円から2,600万円に変更するもので、充当率は90%でございます。

宮本都市整備部長

続きまして、地方道路等整備事業、起債限度額の補正1,750万円の増額です。  
主な要因といたしましては、国庫補助金の交付決定に伴い減額となった分を起債対象としたこと、今年度より工事に伴う補償金等が起債の対象となったことによる増額補正です。  
その下、排水路整備事業です。起債の限度額を750万円減額するものです。  
理由といたしましては工事費を1千万円減額したことにより、その財源とした起債も減額するものです。  
その下、都市公園整備事業600万円の増額です。  
理由といたしましては、国庫補助金の交付決定に伴い減額となった分を起債の対象としたための増額です。  
続きまして11ページお開きください。  
一番下の循環型社会形成推進交付金です、合併処理浄化槽設置助成事業にかかる国庫補助金で、当該助成事業が今年度より拡充され、利用者も増加していることから、国への増額要望を行い、772万2千円増額するものです。  
次ページをお開きください。  
土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金の道路整備分、同じく公園整備分につきましては、国庫補助金の交付額決定に伴う減額になります。  
県支出金で、衛生費県補助金、清掃費補助金、合併処理浄化槽設置事業費です。こちらについては、国庫補助金の随伴補助及び県単独補助分で、国と同様、県にも増額要望をしておりますことから、増額するものです。

宮川産業経済部長

続きまして、多面的機能支払事業費357万8千円。これは資源向上支払交付金、施設

の長寿命化といたしまして、国及び県より追加割り当て内示がでたため事業を実施するものです。

次に強い農業づくり推進対策事業費 7,354 万 5 千円です。これは強い農業づくり交付金に関する平成 31 年度要望調査で、要望のあった農業法人から要望の取下げがあったため、減額補正するものです。

続きまして、財産収入、森林環境譲与税基金利子 2,000 円です。

これは、議案第 2 号で説明いたしましたとおり、後年度における林業振興事業に充てることを目的に設置予定の森林環境譲与税基金により発生する預金利子について補正するものです。

続きまして、14・15 ページをお開きください。

#### 斉田市民生活部長

諸収入、団体支出金です。表の上から 6 番目、自治総合センターコミュニティ助成金 250 万円の増額でございます。これは、一般財団法人自治総合センターの令和元年度コミュニティ助成事業の助成金で、歳出の市民行政推進活動費の需用費並びに備品購入費に充当するもので補助上限額は 250 万円でございます。

#### 宮川産業経済部長

続いて市債になります、県営土地改良事業債で 1,800 万円です。

これは、川原代地区における経営体育成基盤整備事業における起債対象分を補正するもので充当率は 90%です。

#### 宮本都市整備部長

続きまして、土木費債でございます、道路橋梁債、河川債、都市計画債は第 5 表地方債補正でご説明したとおりです。

歳入の説明は以上です、次ページをお開きください。

#### 斉田市民生活部長

歳出でございます。

2 総務費、一般管理費、職員給与費でございます、職員給与費（総務管理）です。

この中に市民生活部の職員 23 人分の人件費が含まれておりまして、職員配置の確定に伴いまして、職員給与費を減額補正するものでございます。

次に、市民行政推進活動費についてです、269 万 2,000 円の増額です。これは、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成金を活用し、消耗品費でタフレックスジャケットやパトベストなど、備品購入費では、イベント用移動式 P A システムを購入し、コミュニティセンター等で共同利用しようとするものです。

出張所費の市民窓口ステーション管理運営費についてです。28 万 8,000 円の減額。

これは、当初継続予定の一般職非常勤職員の退職によりまして、臨時職員を任用したため、報酬から賃金に振り替えるものです。

続いて、市民交流プラザ管理運営について 4 万 4,000 円の増額です。これは、施設管理嘱託員の通勤に係る費用弁償の不足分を増額しようとするものです。

コミュニティセンター費のコミュニティセンター管理費についてです。46 万 2,000 円の減額です。これは、一般職非常勤職員の雇用を予定しておりましたが、臨時職員を任用したため賃金に振替えるものでございます。

交通安全対策費の職員給与費（交通安全）です。交通防犯課交通政策グループ 3 人分の人件費で、職員配置の確定により減額補正するものです。

諸費の旧長戸小学校施設管理費について、315 万 8,000 円の増額でございます。旧長戸小学校敷地への移転建替え経費で、旧長戸小の登記名義の整理や境界を確定するため

の委託料です。

続きまして、総務費、徴税費、税務総務費の職員給与費（徴税）でございます。税務課、納税課職員 27 人分の人件費で、職員配置の確定に伴う減額補正でございます。

総務費、戸籍基本住民台帳費、職員給与費（戸籍住民）です。市民窓口課本庁職員 10 人分の人件費で職員配置の確定に伴う増額補正でございます。

戸籍事務費です。7 万 6,000 円の増額でこれは、12 月に臨時職員から一般職非常勤職員に任用替えとなるため、4 カ月分を賃金から報酬に振替えるものです。

#### 宮川産業経済部長

続きまして、統計調査総務費、職員給与費（統計調査）です。これは 3 名分の給与確定によるものです。24・25 ページをお開き下さい。

続いて、衛生費、保健衛生総務費、職員給与費（保健衛生）、これは 6 名分の給与確定によるものです。

環境衛生費です、18 万 1,000 円の増額です。需用費は、佐貫駅西口のだれでもトイレ内に設置してあるベビーシートが破損したため修繕するものです。

斎場管理費です。斎場管理運営費 13 万 8,000 円は、安全対策として、浄化槽周辺フェンスの有刺鉄線の修繕料として計上するものです。

公害対策費、職員給与費（公害対策）、これは 2 名分の給与確定によるものです。

衛生費、清掃総務費、職員給与費（清掃）、7 名分の給与確定によるものです。

塵芥処理費、賃金です。粗大ごみ収集、ごみ袋配送等を行うため臨時職員を 5 月から任用したことによる増額です。

#### 宮本都市整備部長

し尿処理費、合併処理浄化槽設置助成事業です。助成事業の負担金、補助及び交付金です。助成事業が今年度より拡充されたことなどにより、利用者が増加していることから、5 人槽 2 基、7 人槽 17 基分の補助金 1,884 万 6,000 円の増額です。

#### 宮川産業経済部長

農業委員会費、職員給与費（農業委員会）2 名分の確定によるものです。

農業委員会事務費 52 万 3,000 円、臨時職員の賃金を人事課予算からの組み換えによるものです。

農業総務費、職員給与費（農業総務）10 名分の給与確定によるものです。

農地費、職員給与費（農地）1 名分の給与確定によるものです。

#### 宮本都市整備部長

農業集落排水事業特別会計繰出金です。施設管理費や、公債費の増額などにより増額するものです。

#### 宮川産業経済部長

土地改良助成事業、負担金、補助金及び交付金です。補助金の多面的機能支払事業です。477 万 1,000 円でございます。

当事業は、長寿命化事業に対する補助金の追加配分を国及び県から受けたため増額するものです。内訳としましては、長戸北部に 271 万 1,000 円、上佐沼地区に 203 万円でございます。

次に土地改良事業で、205 万円です。

牛久沼土地改良区が事業主体となり、農業用排水利施設これらの維持管理を目的に農業生産基盤整備事業として江川水門改修工事をおこなうものです。

龍ヶ崎市土地改良事業補助金交付要綱第 4 条により、総事業費の 4 分の 1 を負担する

もので、事業費 820 万円の 4 分の 1 の 205 万円を補助するものです。

続きまして、土地改良整備事業、負担金の経営体育成基盤整備（川原代地区）2,550 万円です。事業の早期実現に向けて、国及び県より追加割り当て内示が配分されたことから、次年度に着実に工事に着手できるよう工事費を前倒しして追加するものです。

水田営農活性化対策費、生産調整推進対策事業です。

補助金の生産調整推進対策事業 142 万 5,000 円、これは、飼料用米の作付面積の確定により前年度より拡大したことにより増額するものです。

転作定着化促進事業 40 万 4,000 円は、団地化により、1 ha 以上のまとまった転作作物に対して助成を行うものですが、作付面積の確定により拡大したことから増額するものです。

その下、強い農業づくり推進対策事業で 7,354 万 5,000 円の減です、これはさきほど申し上げましたとおり要望の取り下げがあったための減額です。

続いて、林業振興費で、森林環境譲与税基金費です。351 万 3,000 円の増。本年度より国から県・市町村へ譲与されることとなった森林環境譲与税について、今後の事業に充てることを目的に、基金を設置して積み立てるものです。

7 商工費 商工総務費で、職員給与費（商工総務）9 名分の給与の確定によるものです。

商工業振興費で、工業団地拡張事業特別会計繰出金、職員 1 名の減及び市債利子の確定により減額するものです。

次のページをお願いします。

市街地活性化対策費は、臨時職員の賃金を増額し、一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償を減額する組み換えを行うものです。

観光費 職員給与費（観光物産）は 4 名分の給与の確定によるものです。

観光物産事業費で臨時職員の賃金を増額し、一般職非常勤職員報酬及び費用弁償の減額する組み換えを行うものです。

#### 宮本都市整備部長

続きまして、土木費、土木管理費は職員給与費です。土木総務 22 名、営繕 3 名、建築指導 3 名、地籍調査 3 名分です。

その下、道路橋梁費、職員給与費（道路橋梁総務）は 5 名分です。

道路管理事務費、委託料につきましては法定外公共物管理システム更新で、今回増額を行う主な理由としまして、既存システムがウインドウズ 7 対応であり、これをウインドウズ 10 に対応するために、データ更新作業を行うものです。改修は 3 台分です。

道路維持補修事業は、委託料、使用料及び賃借料でございます。委託料につきましては、泉町から工業団地入口調整池までの延長約 3 km の市道の除草委託を行うためです。

次に、使用料及び賃借料につきましては、施設管理事務所職員が高木の剪定作業等を行う際に職員の安全確保及び転落防止のために補正予算を計上したものです。

次のページをお願いします。

道路新設改良費、職員給与費（道路新設改良）、河川費、職員給与費（河川）は所管です。

排水路整備事業、工事請負費は、羽原地区排水路工事です。これは、平成 30 年度から繰り越しいたしました同工事費で予定した延長の施工が出来ましたことから、本年度分につきましては、減額するものです。

都市計画総務費、職員給与費（都市計画総務）4 名分、所管です。

都市計画事務費、旅費です。これは都市計画審議会審議委員の旅費です。

次は街路事業費で、職員給与費（街路）2 名分、所管です。

その下、公共下水道事業特別会計繰出金です。これは、公債費は減額になったものの職員給与費の増額などによる繰出金の増額です。

住宅管理費、職員給与費の公園管理、住宅は所管です。  
説明は以上になります。

岡部委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。  
山崎委員。

山崎委員

別冊 1 補正予算 27 ページ。

01061900 土地改良整備事業負担金、経営体育成基盤整備（川原代地区）とありますが、事業内容をお願いします。

岡部委員長

菅沼農業政策課長。

菅沼農業政策課長

事業概要ですが、総事業費 12 億 6400 万円。受益者負担面積は 147.3ha です。工事期間は令和元年から令和 6 年度までで、補正予算の内容ですが、こちらは総事業費 2 億円でございます。

用水路排水路測量設計一式、パイプライン工事 65ha 用水機場 2 カ所の市負担分が 12.5%で 2,437 万 5,000 円、道路工といたしまして、市負担分 22.5%で 112 万 5,000 円 市負担分合計は 2,550 万円で、道路工一式といたしまして合わせて 2 億円です。

岡部委員長

ほかに質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。

議案第 25 号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 27 号、令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊 2 の 11 ページをお開き下さい。

議案第 27 号 令和元年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,454 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 23 億 1,354 万 5,000 円とするほか、継続費及び地方債の補正を行うものです。

14 ページをお開きください。

第 2 表 継続費補正です。これは、地蔵後中継ポンプ場改築事業、佐貫排水ポンプ場改築事業の 2 事業につきまして、事業費の総額は変更ありませんが、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の内示により、年割額の令和元年度分を増額、令和 2 年度分を減額するものです。

同じく第 3 表 地方債補正です。公共下水道事業、これは起債の限度額を 2 億 60 万円から 1,760 万円増額し、2 億 1,820 万円とするものです。増額理由は、社会資本整備総

合交付金の増額による年度事業費の増額に対する財源手当てとして起債を充てるものです。

次に、流域下水道事業債です。これは起債の限度額を 2,860 万円から 2,630 万円増額し 5,290 万円とするものです。増額理由は、国の防災・減債、国土強靱化緊急対策のための臨時特例措置などにより、県事業の霞ヶ浦常南流域下水道整備事業費が大幅に増額となったことによる、市町村負担金の増額に対する財源手当てとして起債を充てるものです。

つぎに、資本費平準化債です。これは起債の限度額を 1 億 9,660 万円から 810 万円減額し、1 億 8,850 万円とするものです。減額理由は、公債費の元金償還額の減少により、資本費平準化債の発行可能額が減額となったものです。

次に、17 ページ歳入です。

社会資本整備総合交付金につきましては、地蔵後中継ポンプ場改築事業、佐貫排水ポンプ場改築工事の財源であります。当初予算額 1 億 5,580 万円に対し、内示額が 1 億 7,330 万円となりましたことから、1,750 万円を増額するものです。

次に、一般会計繰入金です。公共下水道事業費等繰入金で公債費の元金償還費の減額などにより 419 万 8,000 円の減額です。

公共下水道事業職員給与費繰入金です。昨年度の退職者の補充による増額、人事異動による減額など合計で 544 万 3,000 円を増額するものです。

市債につきましては、第 3 表 地方債補正でご説明しましたとおりです。

次に歳出です。

次のページをお願いします。

一般管理費の職員給与費（下水道管理）、職員給与費（下水道建設）につきましては公共下水道事業職員繰入金それぞれ 645 万円の増額、100 万 7,000 円の減額です。

公共下水道改築等事業は、第 2 表 継続費補正でご説明いたしましたとおり、地蔵後中継ポンプ場改築事業、佐貫排水ポンプ場改築事業の 2 事業につきましては、本年度分の事業費を増額するものです。

流域下水道整備事業は、第 3 表 地方債補正でご説明いたしましたとおり、県事業の霞ヶ浦常南流域下水道整備事業費の増額に伴う、市町村負担金の増額です。

公債費です。公債費の補正は平成 30 年度借入れの確定によるものです。

下水道事業元金償還費は、平成 30 年度事業の繰り越しなどにより 763 万 3,000 円の減額です。

下水道事業債利子償還費は借入利率が 0.2～0.4%と低利で借入れできたことにより、588 万 5,000 円の減額です。

公共下水道事業特別会計補正予算の説明については以上です。

岡部委員長

執行部からの説明が終わりました、質疑等はありませんか。

ないようですので採決いたします。

議案第 27 号 本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第 28 号 令和元年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について執行部から説明願います。

宮本都市整備部長。

宮本都市整備部長

別冊2の27ページをお開きください。

議案第28号 令和元年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）です。

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万円を追加し、歳入歳出それぞれ6,972万円とするものです。

30ページをお開きください。

第2表 地方債補正です。これは資本費平準化債の限度額を1,310万円から10万円増額し、1,320万円とするものです。増額理由は、平成30年度借入分の償還期間を短縮したため、1年あたりの償還額が増額となったことにより、資本費平準化債の発行可能額が増額となったものです。

次に、33ページ、歳入です。

一般会計繰入金です。農業集落排水事業費等繰入金です。公債費の元金償還費の増額などにより、267万9,000円の増額です。農業集落排水事業職員給与費繰入金は、職員給与の減額により、5万9,000円の減額です。

市債につきましては、第2表 地方債補正で説明したとおりです。

次に歳出です。

職員給与費（農業集落排水管理）につきましては、職員手当の精査により、5万9,000円の減額です。

農業集落排水施設管理費です。板橋・大塚浄化センターの設備の老朽化により、機器などの修繕料が増加傾向にあることから、下半期の対応のため、需用費の修繕料を100万円増額するものです。

公債費の補正は平成30年度借入額の確定によるものです。農業集落排水事業債元金償還費は、平成30年度の借り入れについて、償還期間を短縮したため、1年あたりの償還額が増額となったことにより、188万円の増額です。

農業集落排水事業債利子償還費は、償還期間の短縮効果で縁故債の利率が0.19%と低利で借入できたことにより、10万1,000円の減額です。

農業集落排水事業特別会計補正予算の説明については以上です。

岡部委員長

執行部の説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

ないようですので採決いたします。

議案第28号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第32号令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算第1号について執行部から説明願います。

宮川産業経済部長。

宮川産業経済部長

議案書の69ページをお願いします。

議案第32号 令和元年度龍ヶ崎市工業団地拡張事業特別会計補正予算（第1号）です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ581万6,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額をそれぞれ5億618万4,000円とするものです。

72・73ページをお開きください、歳入です。

1 繰入金の一般会計繰入金です。

工業団地拡張事業費等繰入金これは、市債利子の減により減額するものです。

工業団地拡張事業職員給与費繰入金は、工業団地整備に係る職員給与費の人事が確定した事から1名分減額するものです。

続きまして歳出です。

工業団地整備事業費です、職員給与費（工業団地整備）は、職員が1名減となった事から減額するものです。

続きまして、2 公債費の利子です。工業団地拡張事業債利子償還費です。市債利子が借入償還の確定に伴い減となった事から減額するものです。

以上でございます。

岡部委員長

執行部の説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

ないようですので採決いたします。

議案第30号本案は原案のとおり了承するにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

岡部委員長

ご異議なしとみとめます。

よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されましたら、案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。